

川崎市境界標設置ガイドライン

1 川崎市境界標設置ガイドラインの位置づけ

川崎市境界標設置ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、境界確定、境界標の復元、境界標の保全、道路新設工事等に伴い道路や水路等に測量業者、土地家屋調査士、事業者等が、境界標を設置する際の適切な境界標の選定、設置方法について定めるものです。

2 対象となる境界標

次表の境界標をガイドラインの対象とし、構造については川崎市道路台帳調製作業要領第12条のとおりとします。

境界標の種類	区 分	規格 (mm)
コンクリート杭	中心型	100×100×600
	角 型	
	側面型	
市アルミプレート (以下 市プレート)	角 型	□45×10
	側面型	100×45×15
市境界鋳 (以下 境界鋳)	点付き	φ8.8
きざみ		

3 境界標の選定

境界標の設置にあたり設置後に剥離や破損がないよう次の目安をもとに、適切な境界標の種類を選定することとします。

境界標の選定の目安

コンクリート杭	・田畑や山林等で道水路工作物等が設置される見込みがない箇所 ・道路事業や開発行為等により新たに築造された道水路等
市プレート	車の出入りがないコンクリート構造物（2次製品含む）の箇所
境界鋳	アスファルト舗装及びコンクリート構造物の箇所（市プレートの設置が困難な箇所）
きざみ	上記以外または、境界標の設置が困難な箇所
図上点	・きざみが設置できない箇所 ・現地に立ち入ることができない箇所

4 境界標の設置に関する一般的事項

境界標の設置にあたり、次の事項に留意することとします。

- (1) 境界標は、関係土地所有者の承諾のうえ、道路、水路側に設置することとします。
なお、地形上やむを得ない場合は、隣接する土地所有者の了承を得たうえで、民地側に設置できることとします。
- (2) 境界標は、道水路等の全ての屈折点に設置することとします。
- (3) 直線部分においては、民地利用に支障がない位置 2.5～3.0 m 間隔で境界標を設置することとします。
- (4) 曲線部分においては、境界標と境界標を結ぶ直線と曲線頂点の間隔を 2 cm 以内にとどめることとします。
- (5) 境界標の設置にあたっては、境界標頭部を地表面と同じ高さに設置し、交通や維持管理に支障をきたさないよう配慮して下さい。なお、田畑や水路も同様の取扱いとすることとします。
- (6) 境界標の設置作業時は、交通の支障や隣接土地所有者の迷惑とならないよう配慮して下さい。
- (7) コンクリート杭、市プレート、境界鋳は、設置箇所の道路公園センターから支給することとします。なお、開発行為においては、道水路等の引継に伴う測量成果作製基準によるものとします。
- (8) 境界標の保全については、既設境界標を原則再使用することとします。なお、現地の状況により、境界標の種類を変更する場合は、各区役所道路公園センターと協議することとします。

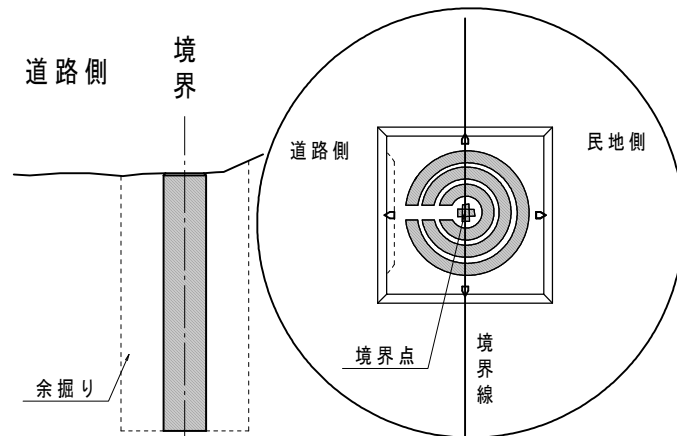
5 各境界標の設置方法

(1) コンクリート杭

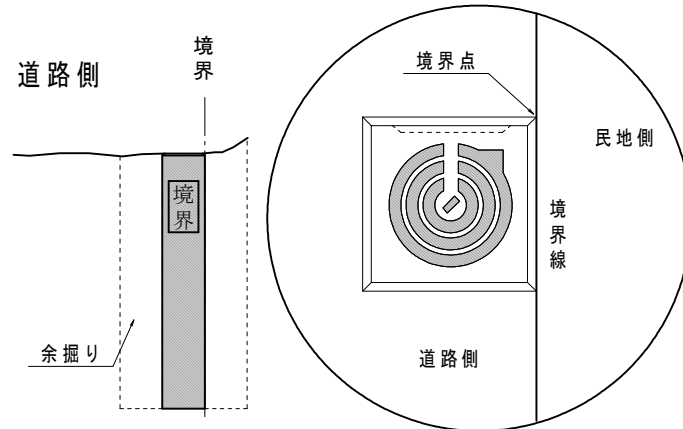
- ・コンクリート杭の設置時は、設置前の現況に合わせ、発生土、モルタル及びアスファルト合材等を用いて余掘り箇所の復旧をすることとします。
- ・現地の状況等によりコンクリート杭設置が困難な場合は、境界標の剥離や破損の可能性が低い境界標を選定できることとします。

1) 中心型

中心型は、川崎市マークの切れ目を道路側に向けることとします。

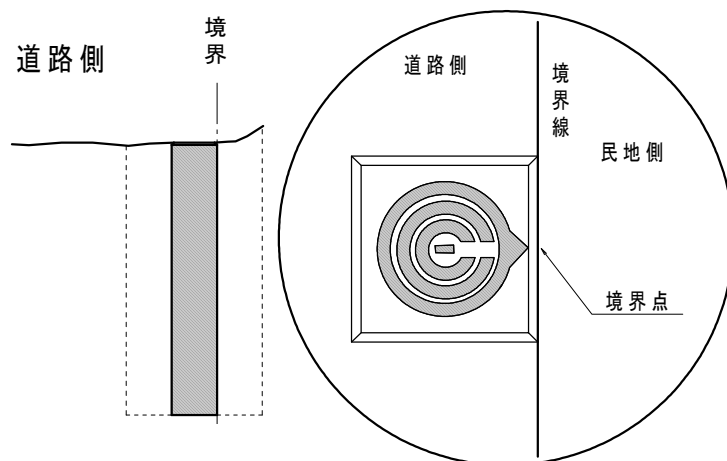


2) 角型



3) 側面型

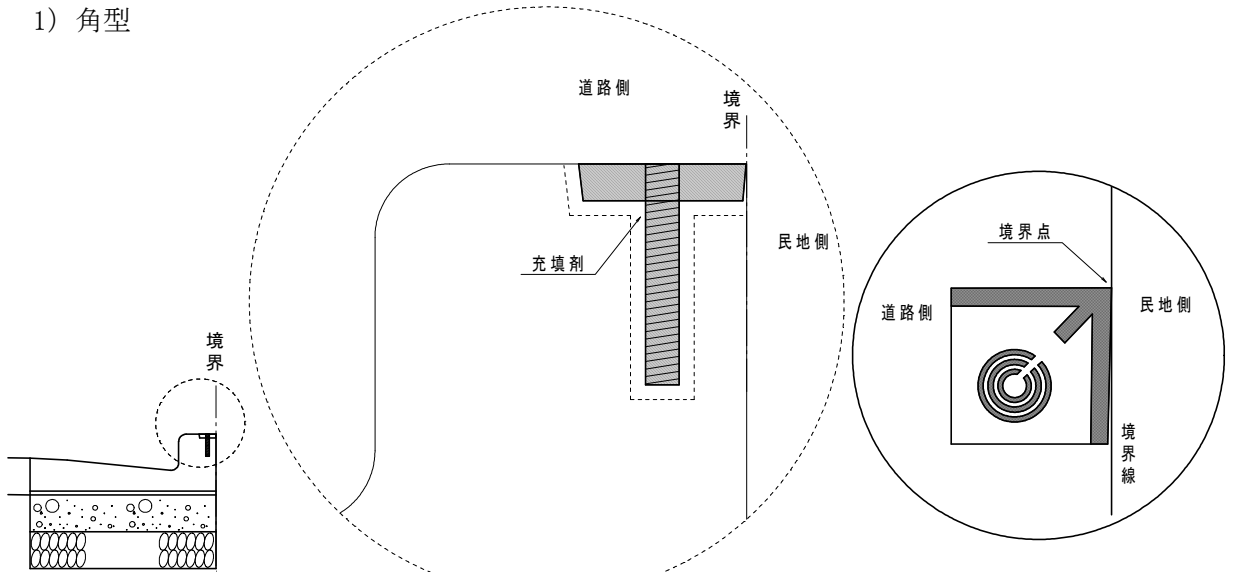
側面型については、境界線の直線上に境界標を設置する場合に使用することとします。



(2) 市プレート

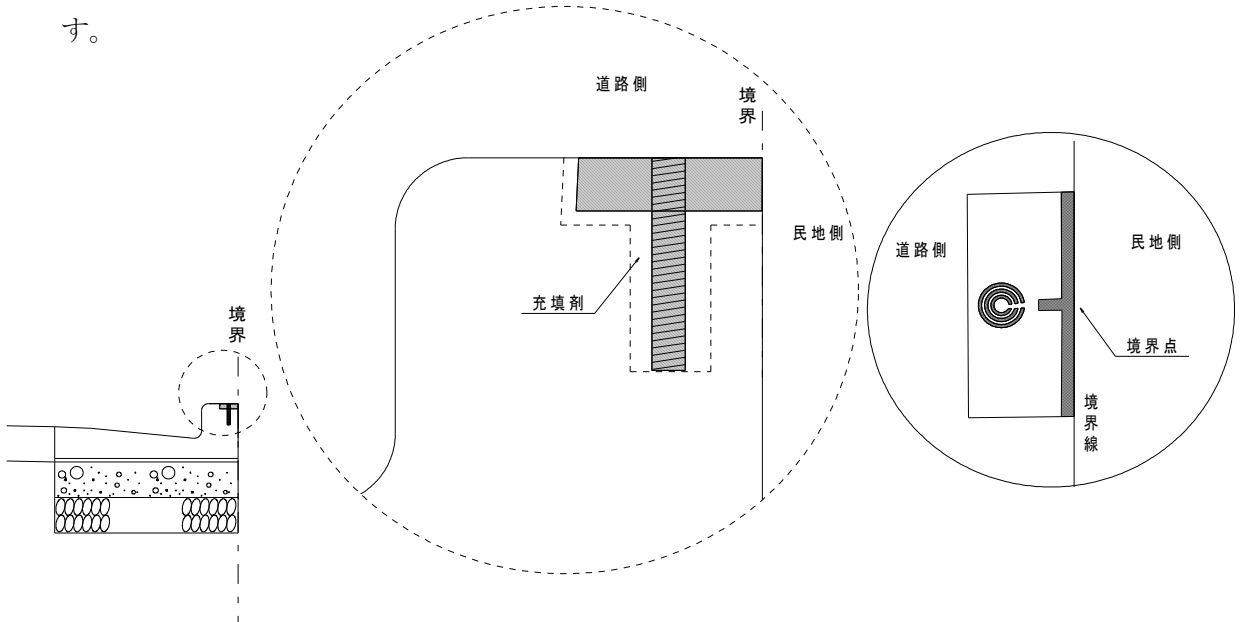
- ・設置にあたっては、開口した箇所には十分な量の充填剤を使用し、境界標を構造物に密着させることとします。
- ・U字側溝やL型側溝等のコンクリート構造物に境界標を設置する場合は、現地の構造物の機能に支障がないよう設置することとします。また、境界標の設置に伴い構造物の機能に支障がある場合は、境界標の剥離や破損の可能性が低い境界標を選定できることとします。

1) 角型



2) 側面型

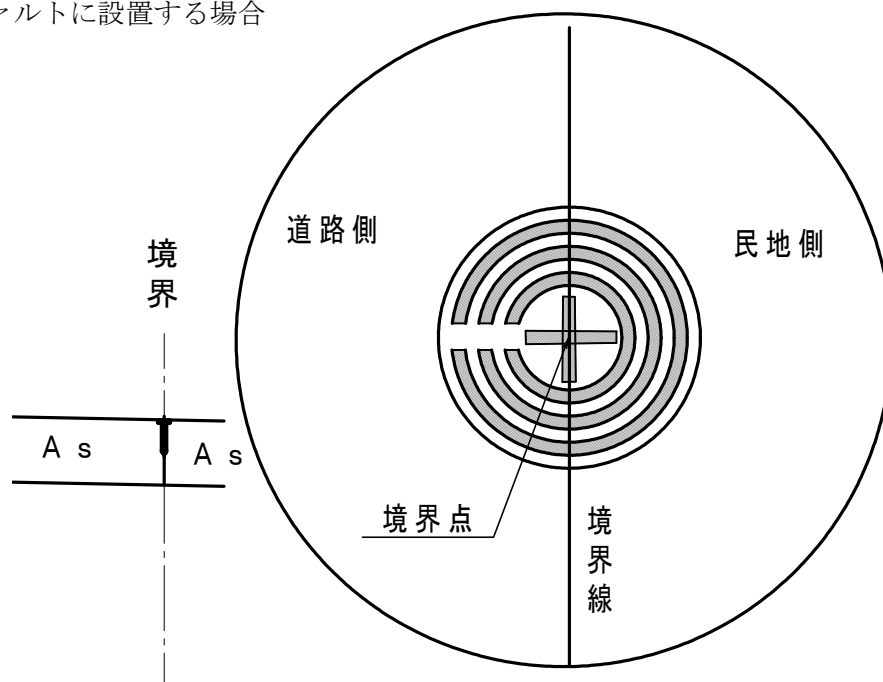
側面型については、境界線の直線上に境界標を設置する場合に使用することとします。



(3) 境界鉾

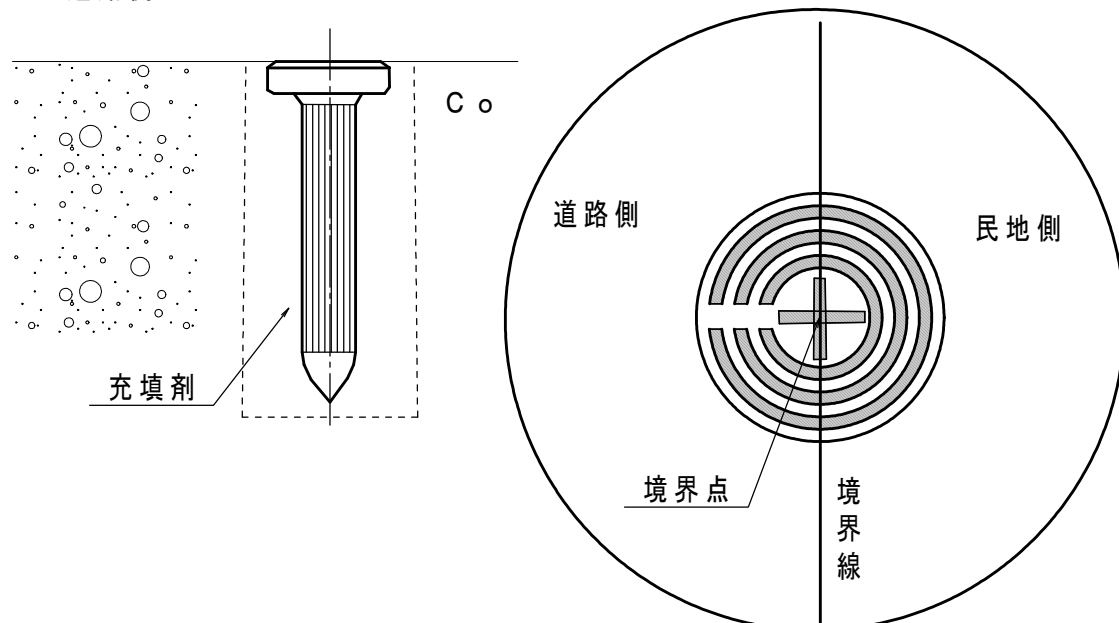
- ・川崎市マークの切れ目を道路側に向けることとします。
- ・アスファルトに設置する場合は、必要に応じて充填剤を使用し、境界標をアスファルトに密着させることとします。
- ・コンクリート構造物に設置する場合は、開口した箇所には十分な量の充填剤を使用し、境界標を構造物に密着させることとします。
- ・設置する境界鉾が、車の走行線上になる場合等は、境界標の剥離や破損の可能性が低い境界標を選定できることとします。

アスファルトに設置する場合



コンクリート構造物に設置する場合

道路側



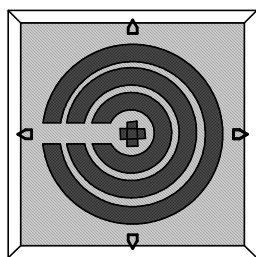
(4) きざみ

3cm×3cm 程度の十字印しを構造物に付け、赤色に塗ることとします。なお、構造物に十字で印しをつける前に、構造物管理者の了承を得ることとします。

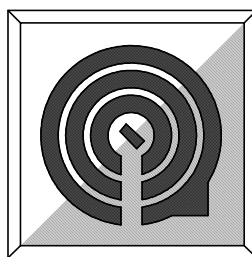
6 コンクリート杭の頭部表面の着色

コンクリート杭を設置した際は、頭部表面を次の表のとおり着色することとします。

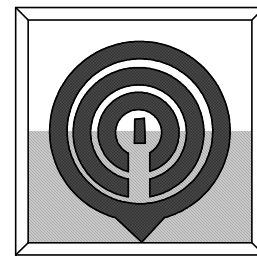
区 分	塗 布 方 法
中心型	杭の表面全体に赤色を塗る。
角 型	境界を示す角を三角に赤色を塗る。
側面型	境界を示す面を四角に赤色を塗る。



中心型



角 型



側面型

7 その他

- ・ガイドラインの施行時点で、既に設置してある境界標は適用除外とします。
- ・境界標の選定及び設置にあたり、疑問点や不明点については、各区役所道路公園センター財産管理担当と協議及び指示を受けることとします。

用語解説

【境界標の剥離】

設置した境界標が構造物からはがれること。

【境界標の破損】

設置した境界標の全部又は、一部が破損すること。

【境界確定】

道水路等とそれに隣接する土地との境界が確定していない場合に、土地境界を確定すること。

【境界標の復元】

道水路等とそれに隣接する土地との境界が確定している場合に、その成果等を反映した川崎市道水路台帳平面図に基づいて境界標を復元すること。

【境界標の保全】

工事等により境界標を一時撤去せず同位置に保つこと又は、一時撤去し、同位置に設置すること。

【関係土地所有者】

境界確定及び境界復元等をするために承諾や確認等が必要となる土地所有者等のこと。

【発生土】

コンクリート杭の設置時、地面を掘削した際に生じる土のこと。

【余掘り】

設置作業の空間を確保するために境界標より大きく掘削すること。

【充填剤】

構造物と境界標を密着させるための材料のこと。